

事 務 連 絡

令和7年8月22日

都道府県

各

介護保険主管課（室） 御中

市町村

厚生労働省老健局高齢者支援課
介護業務効率化・生産性向上推進室

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」の改訂について

介護保険行政の円滑な実施に関して、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、介護職員の業務負担軽減が喫緊の課題と認識しており、介護分野における生産性向上に資する取組を実施しているところです。

「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」（令和7年7月25日「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会）において、介護現場における職場環境の改善・生産性向上として、テクノロジーの活用や業務の見直し等により、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充てることや、職員の残業時間や休暇の確実な取得、教育・研修機会の付与など職員への投資を充実することを通じ、介護サービスの質の向上にもつなげ、介護人材の定着や人材確保についてもあわせて推進することが必要であるとされたところです（参考資料参照）。

今般、生産性向上の取組を進める際に、多くの介護現場でご活用いただいている「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」について、令和6年度に「介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業」を実施し、有識者の意見を踏まえて、より介護現場の皆さまにご活用いただけるよう別紙のとおり改訂を行いました。

つきましては、内容についてご了知の上、管内介護事業者等に対して周知いただきますようお願いいたします。

・「介護サービス事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン」

掲載先は[こちら](#)



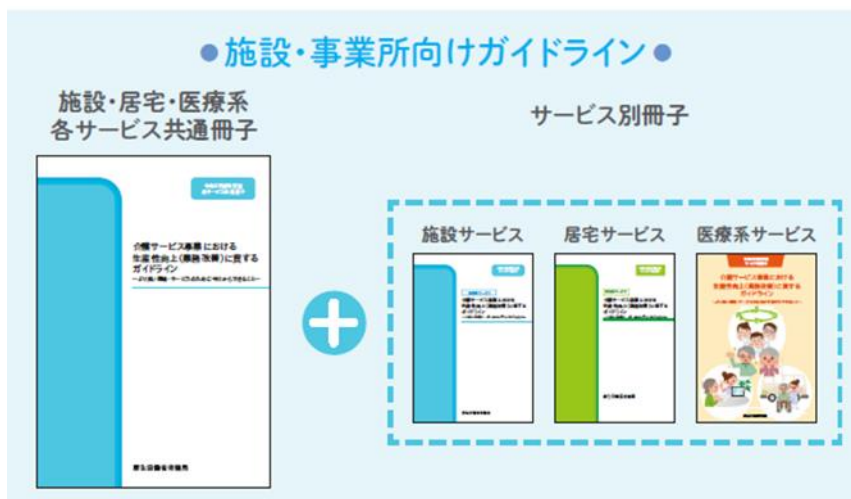
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

（別紙）改訂の概要

これまでは、介護事業所のサービス種別を構成単位としてガイドラインを作成しておりましたが、今回の改訂において、共通する生産性向上の考え方、取り組み方の解説部分とツール活用の解説部分を抽出し、テクノロジーの活用を含む最近の取組事例を追加する等の改訂を行い共通冊子といたしました。

尚、冊子の印刷製本は厚生労働省で行っておりませんので、必要に応じて各自で上記ホームページからダウンロードいただきご活用ください。

＜参考＞ガイドラインの構成図



(参考資料)「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」
(令和 7 年 7 月 25 日「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」
検討会)(抄)

(4) 職場環境改善・生産性向上の取組

- 2040 年に向けて、生産年齢人口の減少が進み、介護人材が今後も逼迫することが見込まれる中、将来の人材の需給の動向を見越して、従来通りの方法の継続ではなく、前もってテクノロジー導入や業務の見直し・介護助手等への業務のタスクシフト/シェアを行うことが必要である。介護現場における職場環境の改善・生産性の向上として、
- ・ テクノロジーの活用(※1)や、いわゆる介護助手等への業務のタスクシフト、タスクシェア(※2)を図ることで、業務の改善や効率化等を進めること、
 - ・ それにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすとともに、職員の残業削減や休暇の確実な取得、教育・研修機会の付与など職員への投資を充実すること、
 - ・ これらの点を通じ、介護サービスの質の向上にもつなげるとともに、介護人材の定着や人材確保についてもあわせて推進することが必要である。

(※1) 3M(ムリ、ムダ、ムラ)の削減など業務の効率化、見守りセンサーによる利用者の立場にたった夜間巡回の効率化など。個々のテクノロジーが業務効率化や業務負担軽減に寄与する度合いについて、国によるテクノロジーの効果の実証等が必要である。
また、利用者のニーズに沿ったサービス提供につながるようなテクノロジー導入が必要である。

(※2) 業務を切り出し、介護事業所が多様な人材を地域等からいわゆる介護助手として受け入れ、業務の分担を図ることも重要である。介護職員の直接的ケアが増加しケアの質が向上するとともに、介護職員のワークライフバランスの増大、また介護助手として雇用された高齢者の生きがいにもつながる。

(参考) [「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」\(令和 7 年 7 月 25 日「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会\)](#)